平成２５年（フ）第１１６号
広島県竹原市港町２丁目２番11号
債務者　吉兼　　功
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１８号
広島県呉市本町９番25―306号キャスルマンション、住民票上の住所広島県呉市中央６丁目８番16―204号
債務者　宮城　一洋
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１９号
広島県呉市阿賀北６丁目13番２―401号
債務者　湊口　博美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５５号
広島県尾道市正徳町１番４号
債務者　鍵谷　広行（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
山口県下関市稗田北町３番５号　後藤アパート102号、前住所山口県下関市綾羅木本町２丁目３番17号
債務者　徳永　昌司
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
福岡県飯塚市相田767番地　メゾン第二10号
債務者　竹内富士男
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第７０号
福岡県田川郡川崎町大字川崎65番地
債務者　古谷十志夫
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７３号
福岡県田川市大字夏吉601番地１
債務者　河野　政道
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７４号
福岡県田川郡糸田町1890番地　県営宮床団地１棟407号室、住民票上の住所福岡県飯塚市横田18番地８
債務者　淺巻くるみ
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３５号
大分県中津市大字角木74番地２　ウエストコート角木Ｄ105
債務者　和間　英二
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
山口県光市丸山町２番25号
債務者　野嵜　正夫
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第６４号
山口県光市丸山町２番25号
債務者　野嵜眞美江
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５６２号
名古屋市港区稲永２丁目１番１―502号　みなと稲永住宅、住民票上の住所名古屋市港区名港１丁目６番３号　ヨーロピアンレジデンス506号
債務者　近藤　　明
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８８号
名古屋市天白区植田南１丁目306番地　ユニーブル第２天白102号
債務者　西浦　豊喜
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１号
青森県弘前市大字大町２丁目14番地３　大町ハイツ111号
債務者　鈴木　博隆
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１８３２号
大阪市北区中津３丁目28番20号
債務者　木村　敬基
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８３３号
大阪市北区中津３丁目28番20号
債務者　木村真左子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部